年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

令和五年六月三十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百三十三号

年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成二十四年法律第百二号）第二条第一項及び第十条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令（平成三十年政令第三百六十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「七十八万千二百円」を「七十七万八千九百円」に改める。

第六条中「八十八万千二百円」を「八十七万八千九百円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和五年十月一日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の第一条及び第六条の規定は、令和五年十月以後の月分の年金生活者支援給付金の支給に関する法律第二条第一項の規定による老齢年金生活者支援給付金及び同法第十条第一項の規定による補足的老齢年金生活者支援給付金の支給について適用し、同年九月以前の月分の当該老齢年金生活者支援給付金及び当該補足的老齢年金生活者支援給付金の支給については、なお従前の例による。

厚生労働大臣　加藤　勝信

内閣総理大臣　岸田　文雄

府　令

○内閣府令第五十四号

内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）第五十九条第四項の規定に基づき、沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和五年六月三十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令

沖縄総合事務局組織規則（平成十三年内閣府令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（経済調査室並びに調査官、上席調査官及び地域連携調整官）	（経済調査室並びに調査官、上席調査官及び財務広報相談専門官）
第二十八条　財務課に、経済調査室並びに調査官三人以内、上席調査官一人及び地域連携調整官五人以内を置く。	**第二十八条**　財務課に、経済調査室並びに調査官四人以内、上席調査官一人及び財務広報相談専門官五人以内を置く。
［2～5　略］	［2～5　同上］
6　地域連携調整官は、命を受けて、第二十一条第一号のうち地方公共団体等との連携の推進に資する事務及び同条第三号に掲げる事務を分掌する。	6　財務広報相談専門官は、命を受けて、第二十一条第三号に掲げる事務を分掌する。
（調査官、上席調査官、主計実地監査官、上席主計実地監査官、資金実地監査官、為替実査官、公庫等実地監査官、投資調査官及び主任投資調査官）	（調査官、上席調査官、主計実地監査官、上席主計実地監査官、資金実地監査官、為替実査官、公庫等実地監査官及び主任投資調査官）
第二十九条　理財課に、調査官四人以内、上席調査官三人以内、主計実地監査官十人以内、上席主計実地監査官一人、資金実地監査官三人以内、為替実査官三人以内、公庫等実地監査官一人、投資調査官一人及び主任投資調査官一人を置く。	**第二十九条**　理財課に、調査官四人以内、上席調査官三人以内、主計実地監査官十人以内、上席主計実地監査官一人、資金実地監査官三人以内、為替実査官三人以内、公庫等実地監査官一人及び主任投資調査官一人を置く。
2　調査官は、命を受けて、第二十二条各号（主計実地監査官、上席主計実地監査官、資金実地監査官、為替実査官、公庫等実地監査官、投資調査官及び主任投資調査官の所掌に属するものを除く。）に掲げる事務を処理する。	2　調査官は、命を受けて、第二十二条各号（主計実地監査官、上席主計実地監査官、資金実地監査官、為替実査官、公庫等実地監査官及び主任投資調査官の所掌に属するものを除く。）に掲げる事務を処理する。
［3～8　略］	［3～8　同上］
9　投資調査官は、命を受けて、第二十二条第二十号に掲げる事務を処理する。	9　主任投資調査官は、命を受けて、第二十二条第二十号に掲げる事務を処理する。
10　主任投資調査官は、命を受けて、前項に規定する事務を処理し、及び投資調査官の行う事務を総括する。	［項を加える。］
（国有財産管理官及び上席国有財産管理官の職務）	（国有財産管理官及び上席国有財産管理官の職務）
第三十三条　財務部に、国有財産管理官六人以内及び上席国有財産管理官二人以内を置く。	**第三十三条**　財務部に、国有財産管理官五人以内及び上席国有財産管理官二人以内を置く。
［2～3　略］	［2～3　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この府令は、令和五年七月一日から施行する。